

保護者様

有緝こども園

インフルエンザによる出席停止と届出書の提出について（変更のお知らせ）

伊勢市より、今後のインフルエンザ罹患の場合の証明書（医療機関）の提出につきまして、変更の連絡がありました。

インフルエンザにかかった場合は、本人の健康回復と他への感染防止のため、必ず医師の指示に従い休養してください。この期間については、出席停止となります。

なお、従来は医師の証明をお願いしておりましたが、今後は登園できるようになりましたら保護者の方が下記の用紙を記入し提出してください。（インフルエンザにのみの対応です）

インフルエンザの出席停止期間及び登校可能日について

発症した日を0日とし5日を経過し、かつ解熱した日を0日とし3日を経過するまで。そのため、最短でも5日間は登園できません。

0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目	9日目	10日目	
発症（発熱当日）	発熱期間	解熱してもまだ登園できません									
									登園可能		

きりとり

感染症（インフルエンザ）届出書

有緝こども園 様

組 氏名

【医師の指示による療養期間】 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日まで

【受診した医療機関名】 _____

令和 年 月 日

保護者名